

改正

令和3年12月24日条例第25号

青梅市情報公開条例

青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第14条）
- 第3章 審査請求等（第15条・第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条—第26条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法の定める国民主権の理念および地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、何人にも公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、青梅市（以下「市」という。）の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 公文書の公開 実施機関がこの条例および所定の手続にもとづき、公文書を閲覧もしくは視聴に供し、またはその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が適正に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）との調整を図り、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(公文書の適正な請求および使用)

第4条 公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

2 何人も、この条例にもとづく公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する公文書の公開を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

4 実施機関は、前項の規定により請求を拒否するときは、あらかじめ青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会をいう。第21条において同じ。）の意見を聴かななければならない。

(公文書の公開の請求手続)

第6条 前条第1項の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して、しなければならない。

(1) 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）

(2) 公開を請求しようとする公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に定めるもののほか、市規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、前項の場合において、請求者が正当な理由なく同項の期間内に補正を行わないときは、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求にかかる公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれにもとづく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルムもしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員なら

びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関および国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求にかかる公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報にかかる部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報にかかる部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求にかかる公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求にかかる公文書に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の公開請求に対する決定)

第11条 実施機関は、第6条第1項に規定する請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して14日以内に、公開請求にかかる公文書の全部もしくは一部を公開する決定または公文書を公開しない決定(公開請求にかかる公文書が不存在である場合および第5条第3項、第6条第3項または前条の規定により公開請求を拒否する場合を含む。以下同じ。)をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する決定(以下「公開決定等」という。)をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、公開請求にかかる公文書の一部

を公開する決定または公文書を公開しない決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

- 3 前項の規定による理由の付記は、公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。この場合において、公文書の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、第6条第1項に規定する請求書が到達した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由および期間を書面により請求者に通知しなければならない。
- 5 公開請求にかかる公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項および前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求にかかる公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については第14条第4項の規定による予納があった後相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本項を適用する旨およびその理由
  - (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
- 6 実施機関は、第1項の場合において、公開請求にかかる公文書が、当該公文書の全部または一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部または一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第12条 公開請求にかかる公文書に市および請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開請求にかかる公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求にかかる公文書の全部または一部を公開する決定（以下この条および第16条において「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求にかかる公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、

意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イまたは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後ただちに当該意見書（第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開をする日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第13条 公文書の公開は、実施機関が第11条第2項に規定する書面により指定する日時および場所において行う。

2 実施機関は、公開請求にかかる公文書を直接公開することにより、当該公文書の適正な保存に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

3 実施機関が公文書の公開をするため、第11条第2項に規定する書面により公開をする日時および場所を指定したにもかかわらず、請求者が当該公開に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた公開をする日時および場所を指定し、当該公開に応ずるよう催告をしても、請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公開をしたものとみなす。この場合において、請求者が公文書の公開を写しの交付の方法または閲覧（同条第5項に該当する場合の閲覧に限る。）の方法により行うことを求めていたときは、次条の規定により公開手数料を徴収する。

（公開手数料等）

第14条 実施機関が公文書の公開を写しの交付の方法により行うときは、別表第1に定めるところにより公開手数料を徴収する。

2 公開請求が第11条第5項に該当する場合で、実施機関が公文書の公開を閲覧の方法により行うときは、閲覧に供した公文書について別表第2に定めるところにより公開手数料を徴収する。

3 公文書の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、請求者の負担とする。

- 4 実施機関が第11条第5項の規定により公開請求にかかる公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をした場合で、請求者が公文書の公開について写しの交付または閲覧の方法により公開を受けようとするときは、請求者は、残りの公文書について全部の写しの交付を受け、または全部を閲覧するとした場合の公開手数料の見込額（第6項および第7項において「見込額」という。）を、同条第2項の規定による公開決定等の通知があった日から30日以内に予納しなければならない。
- 5 前項に規定する予納が、同項に規定する期間内に行われない場合には、当該残りの公文書にかかる公開請求は、取り下げられたものとみなす。
- 6 第4項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの公文書について納付すべき公開手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、市規則で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。
- 7 第4項の規定により予納した見込額が、要納付額を超える場合には、その超える額について、市規則で定めるところにより、還付する。
- 8 市長または病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、公開手数料を減額し、または免除することができる。

### 第3章 審査請求等

#### （審査請求）

第15条 公開決定等に不服があるものまたは公開請求にかかる不作為について不服がある請求者は、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定にもとづき、審査請求をすることができる。

- 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく青梅市情報公開・個人情報保護審査会（青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
  - （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - （2） 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）



4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

5 第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項および次条第2号において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求にかかる公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第16条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求にかかる公開決定等（公開請求にかかる公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求にかかる公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

（情報の公表）

第17条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、または当該情報が第7条各号に規定する非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(1) 市の長期計画その他市の重要な基本計画

(2) 前号の計画のうち、実施機関が定めるものにかかる中間段階の案

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関またはこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書および議事録ならびに当該附属機関等への提出資料

(4) 実施機関が定める市の主要事業の進行状況

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の公表の方法は、実施機関が定める。

（情報の提供）

第18条 実施機関は、この条例にもとづく公文書の公開および情報の公表のほか、市民が求める情報を的確に把握するとともに、市政に関する情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努めるものとする。

(会議の公開)

第19条 付属機関等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、付属機関等の決定により、その会議の全部または一部を公開しないこととした場合

(関係団体等への要請)

第20条 市長は、市が出資している法人、市が事業運営費を助成している公共的団体および市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対して、この条例の趣旨にもとづき、当該団体が保有する情報（指定管理者については、当該公の施設の管理に関する情報に限る。）を公開するよう協力を要請するものとする。

2 市長は、法人等または事業を営む個人（以下「事業者」という。）がその事業の実施に当たって、市の区域内において人の生命、健康、生活または財産に重大な影響を及ぼすと認められる場合は、当該事業者に対して、その保有する情報を公開するよう要請することができる。

(青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問)

第21条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要事項について、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問しなければならない。

## 第5章 雑則

(他の法令等との調整)

第22条 この条例は、他の法令等の規定による公文書の閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合については、その手續に関し適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が管理する資料において、市民の利用に供することを目的としている図書、図画その他については、適用しない。

(文書管理)

第23条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市規則その他の実施機関が定める規則、規程等（以下「市規則等」という。）で定めるところにより、公文書の管理に関する定めを設けなければならない。

3 前項の市規則等においては、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるものとする。

（検索資料の作成）

第24条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、市民の利用に供しなければならない。

（実施状況の公表）

第25条 市長は、毎年1回、各実施機関が行った公文書の公開の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例は、平成10年4月1日以後に作成し、または取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、前項に規定する日前に作成し、または取得した公文書について公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

4 前項の規定による申出に応ずる場合は、第14条の規定を準用する。

（経過措置）

5 この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により、現にされている公文書の公開請求は、この条例第6条の規定による公文書の公開請求とみなす。

6 この条例の施行の際、現にされている旧条例第12条に規定する行政不服審査法の規定による審査請求は、この条例第15条に規定する同法の規定による審査請求とみなす。

7 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

（費用負担）

8 平成31年3月31日までに行われた公開請求にかかる費用負担については、旧条例第11条の規定を適用する。

付 則（令和3年12月24日条例第25号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

公文書の種類	公開手数料の金額
文書または図画	写し（白黒）1枚につき 10円
	写し（カラー）1枚につき 20円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（白黒）1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの（カラー）1枚につき 20円

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として公開手数料の額を算定する。

別表第2（第14条関係）

公文書の種類	公開手数料の金額
文書または図画	閲覧100枚までごとにつき 100円
電磁的記録	印刷物として出力したものの閲覧100枚までごとにつき 100円

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として公開手数料の額を算定する。